

足立区

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

目 次

はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 3
- 2 取組の経緯 3
- 3 足立区の行動計画の策定 4

総論

- 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針 5
- 2 対策の目的 5
- 3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定 6
- 4 対策実施上の留意点 7
- 5 対策の基本項目 8
- 6 対策推進のための役割分担 8
- 7 新型インフルエンザ等対策の各部事務分掌 10

各論

- 1 実施体制 13
- 2 サーベイランス（発生動向調査）・情報収集 16
- 3 情報提供・共有 17
- 4 予防接種 17
- 5 まん延防止に関する措置 18
- 6 医療 18
- 7 区民の生活及び地域経済の安定に関する措置 19

各段階における対策

- 1 未発生期 20
- 2 海外発生期 23
- 3 国内発生早期 27
- 4 都内発生早期 31
- 5 都内感染期 35
- < 緊急事態宣言時の措置 > 38
- 6 小康期 41

- 用語解説 43

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、公共機関事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態宣言等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、インフルエンザ（H1N1）2009が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこのインフルエンザ（H1N1）2009においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 足立区の行動計画の策定

足立区においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年1月に「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、23年1月に対策強化を図るための改正を行った。

特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、23年1月に改定した区の行動計画を見直し「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」の策定（改定）を行うこととした。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、足立区は、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 基本的な考え方

1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条に基づき策定する。

2) 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3) 計画の考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国そして本区への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、区民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等は、長期的には、区民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を区の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し区民の生命及び健康を保護する。

1) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

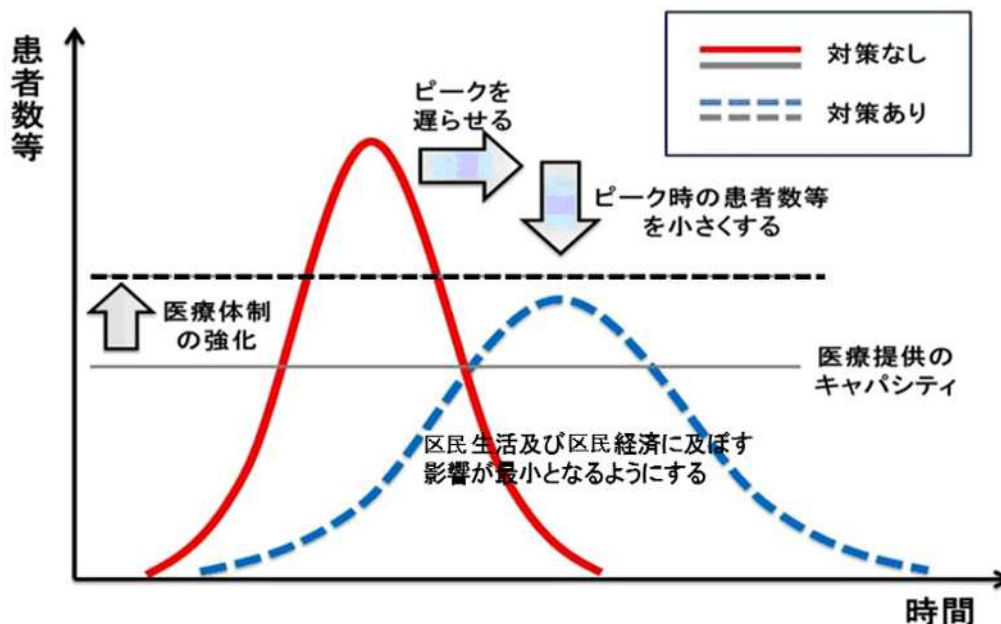
2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

3) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

(2) 区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1) 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

< 対策の概念図 >



3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

鳥インフルエンザウイルスの突然変異によりヒト - ヒト感染が起きた場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。近年の都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送、交通網の発達などにより、急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予想される。

人口が集中する東京都の特性を考慮し、全人口の30%が罹患するという東京都の想定をもとに推定した本区の流行予測の推定を下記に示す。なお、患者数等については、抗インフルエンザウイルス薬や新型インフルエンザワクチンの使用による効果は考慮していない。

【国の流行予測】

- (1) 罹患割合：国民の25%が罹患の場合
- (2) 患者数：約1,300万人～約2,500万人
- (3) 入院患者数：約53万人

【東京都の流行予測】

(1)罹患割合：都民の約30%が罹患し、流行が8週間続く場合

(2)患者数：3,785,000人

(3)入院患者数：291,200人

(4)死亡者数：14,100人

【足立区の流行予測】.....東京都の推計値を基に計算

(1)罹患割合：区民(670,400人)の約30%が罹患し、流行が8週間続く場合

(2)患者数：201,120人

【健康被害の予測】

(1) 流行予測による被害

外来受診者数：201,120人

入院患者数：15,486人

死亡者数：743人

(2) 流行予測のピーク時の被害

1日新規外来患者数：2,614人

1日最大患者数：19,911人

1日新規入院患者数：201人

1日最大必要病床数：1,409床

4 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等への対策を実施する場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、都対策本部と区の新型インフルエンザ等対策本部等とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。区の新型インフルエンザ等対策本部長は都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をする。また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などの情報共有及び連携は重要であるため、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

5 対策の基本項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防接種」、「(5)予防・まん延防止」、「(6)医療」、「(7)区民生活及び地域経済の安定の確保」の7つの基本項目を定めて対策を進める。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 足立区

平常時には、足立区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援、医療情報提供など、足立区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、都民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は都民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

7 新型インフルエンザ等対策の各部事務分掌

担当部署	主な役割
政策経営部	<ul style="list-style-type: none">報道機関への対応に関すること広報など情報提供、集約に関すること情報の収集、伝達及び処理に関することコールセンターによる新型インフルエンザ等への一般的な相談に関すること緊急時の新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること他部署の応援に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">区職員の感染予防・サービス・罹患状況に関すること区職員の予防接種（特定接種に限る）の実施に関すること緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区所有車両の活用に関すること ・ 本部内他の部に属しないこと
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること ・ 本部の庶務に関すること ・ 危機管理に係る国、都、他の特別区、関係機関等との連絡調整に関すること ・ 危機管理に係る情報収集に関すること
資産管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合庁舎の管理運営及び衛生管理ならびに来庁者の感染防止に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
区民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の移送 ・ 火葬許可証の発行 ・ 生活関連物資等に関する情報収集、要請に関すること ・ 食料、生活必需品の確保に関すること
地域のちから推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会・自治会その他の地域団体との連絡調整に関すること ・ 遺体安置所の設置及び遺体の収容 ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の事業所等の活動状況の確認に関すること ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の感染予防に関すること ・ 社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること ・ 在宅の高齢者・障がい者など要援護者支援に関すること ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること ・ 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること ・ 医療体制に関すること ・ 区民への予防接種に関すること ・ 新型インフルエンザ等の健康相談に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関すること ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ及び資源の収集、運搬等に関すること ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること ・ 本部内他の部の応援に関すること
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部内他の部の応援に関する事
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品、現金の出納 ・ 本部内他の部の応援に関する事
教育委員会学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内小中学校の感染予防に関する事 ・ 区内小中学校の感染状況の把握に関する事 ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関する事 ・ 本部内他の部の応援に関する事
教育委員会子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども園・保育所・認証保育所・家庭福祉員等の感染予防に関する事 ・ こども園・保育所・認証保育所・家庭福祉員等の感染状況の把握に関する事 ・ 部所管施設の管理運営及び衛生管理に関する事 ・ 本部内他の部の応援に関する事
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部内他の部の応援に関する事
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部内他の部の応援に関する事
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区議会との連絡調整に関する事 ・ 本部内他の部の応援に関する事

各論

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の区民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、重大な危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、情報共有や訓練の実施など、庁内一体となった取組を推進する。発生時には都、他の市町村、医療機関等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

(1) 発生段階の考え方

都行動計画では、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ政府行動計画にあわせて発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めている。

< 発生段階 >


都・区		状 態	
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
都内感染期	第1ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	< 医療体制 > 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
	第2ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
	第3ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(2) 区における健康危機管理体制

足立区は、東京都と連携して対策を行う必要性から、東京都の発生段階に準じた健康危機管理体制をとる。なお、足立区では海外発生期の段階で「新型インフルエンザ調整会議」の開催、「新型インフルエンザ対策本部」の設置を行う。

東京都及び足立区の発生段階対応は、次表のとおりとする。

発生段階別健康危機管理体制

		区	都
未 発 生 期		<p>新型インフルエンザ等の発生情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの発生情報入手 ・ 発生情報の確認・情報収集の強化 <p>新型インフルエンザ事業継続計画(BCP)の作成</p> <p>対策防御資器材の整備</p> <p>新型インフルエンザ対応訓練実施</p>	
海外 発 生 期		<p>【足立区新型インフルエンザ調整会議】(1)の開催</p> <p>会 長：危機管理室長</p> <p>委 員：衛生部長、足立保健所長、地域のちから推進部長、衛生管理課長、生活衛生課長、保健予防課長、保健総合センター長、衛生試験所副参事、総務課長、危機管理課長、災害対策課長、報道広報課長、教育政策課長、学務課長、医師会、消防署、警察署</p> <p>(事務局：危機管理課)</p>	<p>【危機管理対策会議】の開催</p> <p>議 長：危機管理監</p> <p>構成員：各局の危機管理主管部長等</p> <p>【東京都新型インフルエンザ等対策本部】の設置</p> <p>○政府対策本部設置後、速やかに設置</p> <p>本部長：知事</p> <p>副本部長：副知事、警視總監、消防總監</p> <p>本部員：各局の局長</p>

海外発生期	<p>【足立区新型インフルエンザ等対策本部】 (2) の設置 本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：政策経営部長、総務部長、危機管理室長、資産管理部長、区民部長、地域のちから推進部長、産業経済部長、福祉部長、衛生部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長、子ども家庭部長、医師会、消防署、警察署 副本部員：指定する課長</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対策本部コア会議】 会長：危機管理室長 委員：政策経営部長、政策課長、財政課長、総務課長、危機管理課長、衛生部長、保健所長、衛生管理課長、保健予防課長、学務課長、教育政策課長、子ども家庭課長</p>	
国内発生早期	○感染症予防策励行の呼び掛け、区内発生への準備対応	○感染症予防策励行の呼び掛け、都内発生への準備対応
都内発生早期	○各種対策を実施	○知事による「発生宣言」を行い、各種対策を実施

都内感染期	感染拡大防止策の徹底、各種対策の継続実施	<p>知事による「流行警戒宣言」を行い、感染拡大防止策の徹底、ライフライン等の事業継続を要請</p> <p>< 政府が緊急事態宣言をしたとき > 知事による「緊急事態宣言」を行い、施設の使用制限の要請など各種対策を実施</p>
小康期	<p>区民へ感染症緊急事態宣言を実施した場合</p> <p>区長による「終息宣言」を実施 対策本部の解散</p>	<p>「東京都新型インフルエンザ等対策本部」の廃止</p> <p>知事による「終息宣言」を行い、本部を廃止</p>

1 「足立区新型インフルエンザ調整会議」

海外で新型インフルエンザが発生した場合、「足立区新型インフルエンザ対策本部」(2) 設置に先立って、危機管理室長が「新型インフルエンザ調整会議」を招集し、国、都等から収集した情報の共有をするとともに、各関係部局に必要な対策を講じるように要請をする。

2 「足立区新型インフルエンザ等対策本部」

区長が特措法第34条第1項により設置する(政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置するとされているが、足立区の場合、海外発生期の段階で必要に応じて設置する)。足立区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき国、都の対策本部と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

2 サーベイランス(発生動向調査)・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

東京都と感染症指定医療機関、保健所は感染症健康危機管理情報ネットワークシステム(K-net)により、感染症情報を迅速・効率的に共有化する。

都内のサーベイランスは、都が国の動向を参考に症例定義や実施方法を決定し「東京感染症アラート」として実施するので、区においても都に準じて行う。サーベイランスの実施方法が変更になる都度、医療機関への情報提供の徹底が重要である。

また、足立区独自の薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスを活用し、区内発生動向を把握し、K-net 情報とあわせ重層的に情報の収集を行う。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、区は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを区民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に区民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、衛生部は教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

区民への情報提供は、広報紙のほかホームページ、A - メール、ツイッターの3媒体セットで行い、場合によってはフェイスブックやデジタルサイネージ（電子掲示板）も活用し、発生段階に応じて新型インフルエンザの予防方法、イベントの中止、施設・行政窓口などの縮小や休止、医療機関の受診方法、ワクチン接種の方法などを適宜周知する。

(2) 区民相談

区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、海外発生期から早期に新型インフルエンザ相談センターを開設、発熱や医療機関受診の相談に応じる。疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

4 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う

事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

（２）住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第４６条に基づき、予防接種法第６条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第６条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

５ まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

区民に対しては以下の注意点を周知する。

- １ 人ごみを避ける。
- ２ 熱・咳・くしゃみ等の症状のある人は外出を控え、外出する時は必ずマスクをする。
- ３ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ４ 外出から帰ったら、手洗いをする。
- ５ 室内の温度・湿度を適度に保つ。
- ６ 栄養のバランスに気をつけ、睡眠を十分とる。

６ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測され

るが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

7 区民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、関係機関と連携を図り、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力を要請する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

各段階における対策

1 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

(1) 目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

(2) 対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、都や他の自治体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1)サーベイランス	<p>東京都感染症健康危機管理情報ネットワークシステム・東京都感染症情報センター・国立感染症研究所等のホームページを活用し情報収集、情報を迅速・効率的に共有化 (衛生部)</p> <p>「東京感染症アラート」の実施マニュアルの整備 (衛生部)</p> <p>薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスからの情報収集提供(衛生部)</p> <p>福祉施設、学校、保育施設等での患者発生数のとりまとめと保健所への報告について実施方法を確立しておく (福祉部、学校教育部、子ども家庭部)</p>
(2)情報提供・共有	<p>インフルエンザの基本的知識や流行状況について、ホームページ・広報等で情報提供 (政策経営部、衛生部)</p> <p>海外での新型インフルエンザの発生が増加した場合には、ホームページ、広報等で情報提供 (政策経営部、衛生部)</p> <p>医師会等関係機関へ発生段階に応じた状況と区の対策について、理解と協力を得る (衛生部、各部)</p> <p>庁内各部の役割の確認、情報共有体制を整備</p>

	<p>(総務部)</p> <p>新型インフルエンザ相談センターの設置準備(政策経営部、衛生部)</p>
(3)予防接種	<p>特定接種の準備</p> <p>区は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(衛生部)</p> <p>住民接種(臨時接種)の準備</p> <p>住民接種については、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に基づき、区が実施主体として接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。(衛生部)</p> <p>新臨時接種の準備</p> <p>区は、予防接種法第6条第3項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制整備を図る。(衛生部)</p> <p>区は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する足立区以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。(衛生部)</p> <p>区は、速やかに住民が接種できるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(衛生部)</p>
(4)まん延防止に関する措置	<p>感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(政策経営部、衛生部) <p>防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(衛生部)
(5)医療	<p>地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(衛生部) <p>都内感染期に備えた医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は以下の点に留意して、都内感染期に備えた医療の確保

	<p>に取り組む。</p> <p>a 区は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。(衛生部)</p> <p>b 区は、感染症入院医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。(衛生部)</p> <p>c 区は、東京都が行う新型インフルエンザ等患者の入院治療が可能な病床数(定員超過入院を含む。)等の把握に協力する。(衛生部)</p> <p>d 区は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。(衛生部)</p> <p>e 区は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。(福祉部)</p> <p>検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、国から新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する旨の要請を受け、対応する。(衛生部) <p>新型インフルエンザ専門外来</p> <p>区は、国及び都から新型インフルエンザ相談センター及び新型インフルエンザ専門外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める旨の要請を受け対応する。(衛生部)</p> <p>資材の整備・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、必要となる医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄・整備する。医療機関における必要な医療資器材や入院患者受入れ能力等について調査を行い、医療機関への協力依頼により医療の確保ができるよう検討する。 ・ 適宜、新型インフルエンザ発生を想定した対応訓練を実施する。(危機管理室)
<p>(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、都内発生早期及び都内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、都道府県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(福祉部)

2 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

(1) 目的

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

(2) 対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 都(区)内発生した場合には早期に発見できるよう都(区)内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都(区)内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、区民等に準備を促す。

(1)サーベイランス	<p>「東京感染症アラート」への対応(衛生部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の全数把握サーベイランス 薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集の継続(衛生部) 流行地滞在者の健康観察開始(衛生部)
(2)情報提供・相談体制	<p>コールセンター等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は国及び都からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を活用し、適切な情報提供を行う。 <p>(政策経営部)</p> <p>足立区新型インフルエンザ調整会議の開催(危機管理室)</p> <p>足立区新型インフルエンザ対策本部の設置(危機管理室)</p> <p>区民に対し、新型インフルエンザの基礎知識、発生状況、予防策等の最新情報を、あだち広報・デジタルサイネージ(電子掲示板)・ホームページ・フェイスブック・プレス等を活用し提供する。</p> <p>(政策経営部、衛生部)</p>

	<p>新型インフルエンザ相談センターの設置（政策経営部、衛生部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑いのある患者からの相談体制を整備 ・ 電話相談を原則とする。 ・ 聴覚障がい者のための FAX での相談実施 <p>新型インフルエンザ相談センターの設置を周知（政策経営部）</p> <p>関係機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会・獣医師会・福祉関係施設等）への情報提供と対応への協力を要請（衛生部）</p> <p>国、都等からの新型インフルエンザに関する情報の収集体制の確認（危機管理室）</p> <p>夜間休日の相談及び外国人に対する相談については、都と協力し実施（政策経営部、衛生部）</p> <p>疑いのない患者については適切な情報を与え、必要に応じて近く的一般医療機関を受診するよう指導（政策経営部、衛生部）</p>
(3) 予防接種	<p>特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、国や都と連携し、区職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、衛生部） <p>○区民へのワクチンの接種に当たっては、事前に取り決めた住民に対する予防接種に関する内容に基づいて、接種の体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所および医療従事者の確保を行い、迅速かつ円滑に接種ができるようにする。（衛生部）</p>
(4) まん延防止に関する措置	<p>濃厚接触者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、国・都と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。 <p>また区は、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（衛生部）</p> <p>区民に対し、手洗いの徹底やマスクの活用等予防策について周知、注意喚起を図る。（政策経営部、衛生部）</p> <p>福祉施設、学校、保育施設等における手洗いやマスクの活用など予防策について周知、注意喚起を図る。（福祉部、学</p>

	<p>校教育部、子ども家庭部)</p> <p>要観察例の発生連絡を受けた場合の検疫所との連携 (衛生部)</p> <p>積極的疫学調査準備(衛生部)</p>
(5)医療	<p>新型インフルエンザ専門外来</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、国及び都から以下の要請を受け対応する。 <ul style="list-style-type: none"> a 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、新型インフルエンザ専門外来において診断を行う。そのため、都が速やかに新型インフルエンザ専門外来を整備できるよう協力する。(衛生部) b 新型インフルエンザ専門外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。(衛生部) c 新型インフルエンザ専門外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 (衛生部) d 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を都健康安全研究センターにおいて、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。(衛生部) <p>新型インフルエンザ相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、国及び都から、以下の要請を受け対応する。 <ul style="list-style-type: none"> a 新型インフルエンザ相談センターを設置する。(政策経営部、衛生部) b 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、新型インフルエンザ相談センター等を通じて、新型インフルエンザ専門外来を受診するよう周知する。 (政策経営部、衛生部) <p>PCR 等による検査体制の整備及び運営等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生試験所において新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するため、国からの技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。(衛生部) <p>抗インフルエンザウイルス薬・資材の流通等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は国及び都と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、海外発生国からの帰国者で患

	<p>者への濃厚接触があった者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、国内での発生に備えて必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(衛生部)</p> <p>一般医療機関等における院内感染予防対策を周知徹底するとともに、医療スタッフ等の確保を図る。(衛生部)</p> <p>救急医療、周産期医療、透析等の医療体制の確保に関し、関係機関に対して都の要請に協力するよう依頼(衛生部)</p>
(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、国から都道府県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(地域のちから推進部) <p>医療行為、疫学調査や患者搬送等の際に従事者の感染を防止するため、感染防護衣、消毒薬等の在庫確認と不足分発注を都に確認のうえ行う。(危機管理室、総務部)</p> <p>強毒型インフルエンザの流行が予想される場合は、事業継続計画(BCP)の実施体制の準備(危機管理室)</p> <p>食料・生活必需品・マスクの備蓄を区民に要請(衛生部)</p>

3 国内発生早期

都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

(1) 目的

- 1) 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2) 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

(2) 対策の考え方

- 1) 都内での発生に備えるとともに、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1)サーベイランス	<p>「東京感染症アラート」の対応継続（衛生部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全数把握サーベイランス継続 薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集の継続（衛生部） 福祉施設、学校、保育施設等において疑い患者が発生した場合、速やかに保健所に連絡（福祉部、学校教育部、子ども家庭部）
(2)情報提供・相談体制	<p>強毒型の場合で社会生活に重大な影響が予想される場合、区長は「発生宣言」を行う。</p> <p>コールセンター等の体制充実・強化（政策経営部、衛生部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、国及び都の要請に従い、国等が作成した Q&A を参考に、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。 ・感染拡大防止のために予防策の励行を区民に呼びかける。 ・あだち広報・ホームページ・プレス等を活用し、感染予防策と発症時の新型インフルエンザ相談センターへの電話による問い合わせの周知徹底 ・メディア専任の広報担当者を置く。 ・医師会等関係機関に対し、患者の発生状況等について情報提供 ・新型インフルエンザ相談センターにおけるトリアージの継続
(3)予防接種	<p>住民接種（臨時接種）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期

	<p>間を要するが、緊急事態宣言が行われた場合には、区は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。(衛生部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、接種の実施に当たり、国及び都と連携して、保健総合センターや医療機関等に接種会場を確保し、区民に対し住民接種を行う。(衛生部) 区は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、区が設置する相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行う。(衛生部) <p>新臨時接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は緊急事態宣言が行われてない場合には、条件が整い次第、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。(衛生部)
(4)まん延防止に関する措置	<p>濃厚接触者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、国及び都と連携し、国内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院勧告(措置等))や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察)等の措置を行う。(衛生部) <p>感染対策実施の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 (各部) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 (産業経済部) 国や都からの情報に基づき、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、区立の学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安(臨時休業の目安等)を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。また、私立の保育施設等についても必要に応じて臨時休業を行うよう情報提供を行う。 (学校教育部、子ども家庭部)

	<p>d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 (衛生部)</p> <p>e 区は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。(衛生部)</p> <p>流行地に滞在した人がインフルエンザ様症状を発症した場合、事業所や施設等は保健所の指導のもと感染予防策を実施する。(各部)</p> <p>患者と接触する積極的疫学調査班スタッフは弱毒型と判明するまでは適切な个人防护具(PPE)を着用する。(衛生部)</p> <p>都の検査受け入れ態勢に応じて、積極的疫学調査の実施及び病原体検査の都健康安全研究センターへの搬入体制の構築(衛生部)</p> <p>社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止、感染拡大予防の対応を徹底 (福祉部、各部)</p>
(5)医療	<p>医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外発生期に引き続き新型インフルエンザ専門外来における診療体制や、新型インフルエンザ相談センターにおける相談体制を継続支援する。(衛生部) ・ 国は、区に対し、患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、新型インフルエンザ専門外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請する。(衛生部) <p>抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、国及び都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(衛生部) ・ 区は、都内感染期に備え、引き続き、国及び都と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(衛生部) <p>「新型インフルエンザ専門外来」の継続</p> <p>新型インフルエンザの診療を行わない医療機関は、新型インフルエンザ以外の診療に専念</p>

<p>(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>区役所、学校、幼稚園、保育所、児童施設、高齢者施設等への消毒液・マスクの配布（各部）</p> <p>都内感染期に必要なマスクや消毒薬等の対策防御資器材の追加確保を図る。（危機管理室、衛生部、各部）</p> <p>国や都からの情報に基づき、福祉施設、学校、保育施設等の臨時休業についての考え方を再確認する。（福祉部、学校教育部、子ども家庭部）</p> <p>強毒型インフルエンザの流行が確認され、甚大な被害が想定される場合は、区民や企業等に不要不急の外出自粛、集会等の各種行事の自粛、事業活動の自粛を要請する。（衛生部、産業経済部）</p> <p>食料・生活必需品・マスクの備蓄を区民に要請（衛生部）</p> <p>区が行うごみ処理について、区が定める事業継続計画（BCP）に従って機能維持できるよう準備を進める。（環境部）</p> <p>強毒型インフルエンザの流行が確認され、甚大な被害が想定される場合は、ライフラインの供給不足も想定されるので、都、ライフライン事業者と連携し区民、事業者へ使用抑制についての協力要請を準備する。（危機管理室、産業経済部）</p> <p>強毒型インフルエンザの流行が確認され、甚大な被害が想定される場合は、遺体に対する適切な対応の準備（区民部、地域のちから推進部）</p>
--------------------------------	---

4 都内発生早期

都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(1) 目的

- 1) 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(2) 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都(区)内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5) 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、都民生活及び都民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1)サーベイランス	<p>区は、国及び都から情報提供される国内の発生状況を把握する。区は、国及び都と連携し、必要な対策を実施する。 (政策経営部、衛生部)</p> <p>「東京感染症アラート」により全数把握サーベイランスを継続 薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集を継続 要観察者・患者(疑似症患者を含む)及び接触者に対する積極的疫学調査、サーベイランス検体の採取・搬送を継続する。(衛生部)</p> <p>福祉施設、学校、保育施設等の患者発生数の把握を継続 (福祉部、学校教育部、子ども家庭部)</p>
(2)情報提供・相談体制	<p>強毒型の場合で、区民生活に重大な影響が予想される場合、区長は「流行警戒宣言」を行う。</p> <p>医療機関に対し、区内感染者発生状況の情報提供</p>

	<p>区は医師会と協力し、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、A - メール、ツイッター、必要に応じてフェイスブック、デジタルサイネージ（電子掲示板）、地域防災無線や広報車等を活用して、新型インフルエンザ相談センターと新型インフルエンザ専門外来に関する情報を区民へ周知徹底</p> <p>新型インフルエンザ相談センターにおけるトリアージの強化充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用電話回線及び相談人員の確保
(3)予防接種	<p>住民接種（臨時接種）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が行われた場合には、区は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。（衛生部） <p>新臨時接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が行われてない場合には、区は条件が整い次第、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。（衛生部） <p>ワクチンについての広報に当たっては、次のような点に留意する。（衛生部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。 ・接種の時期、方法など、一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えること。
(4)まん延防止に関する措置	<p>新型インフルエンザ専門外来の医療従事者等の個人防護具（PPE）装着等、毒性に応じた感染対策の実施（衛生部）</p> <p>積極的疫学調査班スタッフは、流行しているインフルエンザが弱毒型と判明しない限りは防護服を、弱毒型であればマスク・手袋、必要な場合はガウン、ゴーグルを着用し作業を行う。</p> <p>社会福祉施設等は、新型インフルエンザ症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限。症状を有する従業員等は指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求める。また、症状を有する家族等への面会の制限を行う。（福祉部）</p> <p>社会福祉施設等の入所者の中で新型インフルエンザの症状</p>

	<p>を有する者がいた場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を施設の関連医療機関または新型インフルエンザ専門外来に受診させる。(福祉部)</p>
(5)医療	<p>「新型インフルエンザ専門外来」の運営支援継続(衛生部)</p> <p>新型インフルエンザウイルス検査結果が陽性の場合、感染症法による入院勧告(措置)の実施(新型インフルエンザが国の指示で入院勧告の対象から外れるまで)(衛生部)</p> <p>必要に応じ、医師会や一般医療を実施している病院等と連携し、「新型インフルエンザ専門外来」における医療従事者の確保及び診療体制の運営支援(衛生部)</p> <p>患者への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、国及び都と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(衛生部) ・区は、国及び都と連携し、必要と判断した場合に、衛生試験所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(衛生部) <p>新型インフルエンザウイルス検査結果が陰性の場合是一般医療での対応(衛生部)</p> <p>救急医療、周産期医療、透析等の医療体制の確保に関して都に協力(衛生部)</p>
(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>マスク、消毒液等を、感染予防対策が実施される区立施設、学校、保育所、幼稚園等に供給を継続(各部)</p> <p>積極的疫学調査に従事する職員の感染防御資器材の確保・供給(衛生部)</p> <p>都内感染期に必要な感染防御資器材、消毒薬等の追加確保(各部)</p> <p>患者との接触者が関係する区立の福祉施設、学校、保育施設等について、対策本部は強毒型インフルエンザであれば早い段階で臨時休業を指示・要請する。弱毒型であれば、マスク着用、手洗いや手指消毒の徹底、環境消毒など感染予防策を徹底し、さらにまん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。また、私</p>

	<p>立の福祉施設、保育施設等に必要に応じて臨時休業を行うよう情報提供を行う。</p> <p>(福祉部、学校教育部、子ども家庭部)</p> <p>発生地域の事業所、福祉施設等においてマスク着用、手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、従業員等の就業を制限する等、要請するとともに、新型インフルエンザ専門外来の受診を勧奨(福祉部、産業経済部)</p> <p>区民の不要不急の外出自粛を要請する。(衛生部)</p> <p>区民の集会等の各種行事の自粛を要請する。(衛生部、地域のちから推進部)</p> <p>強毒型の場合、企業等の事業活動の自粛などを要請する。(産業経済部)</p> <p>強毒型の場合、事業継続計画(BCP)に基づき、区業務体制を通常段階から新型インフルエンザ対応段階に移行、弱毒型の場合は、窓口職員のマスク着用や施設での手指消毒液の設置など予防策を徹底し、可能な限り現行サービスを維持(各部)</p> <p>区が行うごみ処理について、強毒型の場合、事業継続計画(BCP)に基づき、区業務体制を通常段階から新型インフルエンザ対応段階に移行、弱毒型の場合は、職員の出勤時マスク着用など予防策を実施することで職員の確保をはかり、可能な限り現行サービスを維持(環境部)</p> <p>強毒型の場合でライフラインの供給不足が想定される場合は、都、ライフライン事業者と連携し区民、事業者へ使用抑制についての協力要請を準備(産業経済部)</p> <p>強毒型の場合で、多くの死者が予想されるときには遺体に対する対応の準備(区民部、地域のちから推進部)</p>
--	---

5 都内感染期

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

(1) 目的

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 都民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

(2) 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減する。
- 4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。

(1)サーベイランス	<p>全数把握のサーベイランスの中止（衛生部）</p> <p>薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集の継続（衛生部）</p> <p>サーベイランス検体の採取は、積極的疫学調査で職員または医療機関が診療の中で実施</p> <p>福祉施設、学校、保育施設等の患者発生数の把握を継続（福祉部、学校教育部、子ども家庭部）</p>
(2)情報提供・相談体制	<p>全ての医療機関での投薬を含む医療が受けられることなど必要な情報を、広報紙、ホームページ、A-メール、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ（電子掲示板）、ケーブルテレビ、さらに必要な場合には地域防災無線等で区民に周知する。</p> <p>（政策経営部）</p> <p>医療機関に対し、適宜、区内感染者発生状況の情報を提供する。（衛生部）</p> <p>新型インフルエンザ相談センターを継続し、診療を行う必</p>

	<p>要がある者に対して必ず医療機関に連絡をしてから外来を受診するように案内 (政策経営部、衛生部)</p>
(3) 予防接種	<p>住民接種(臨時接種)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(衛生部) <p>新臨時接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(衛生部)
(4) まん延防止に関する措置	<p>一般医療機関等は、院内感染防止体制の徹底 医療従事者等は、インフルエンザの毒性に合わせた感染防止策を実施</p> <p>外来部門を持つ施設では、毒性に合わせた予防策が必要となる。外来部門を休止することが原則ではあるが、弱毒型の場合マスク着用・手洗いで感染予防が可能であれば運営を可とする。休止の判断は、区立施設であれば対策本部が行う。(各部)</p> <p>入所部門を持つ施設では、院内感染防止の措置を徹底する(福祉部)</p>
(5) 医療	<p>感染症法に基づく勧告入院の中止 (衛生部)</p> <p>全ての医療機関において外来保険診療の実施</p> <p>重症患者を中心とした入院体制への転換</p> <p>軽症者の自宅療養開始</p> <p>重症者などの真に必要な患者に搬送手段が確保されるよう東京消防庁等へ要請 (衛生部)</p> <p>必要病床が確保できるよう都に協力 (衛生部)</p> <p>救急医療、周産期医療、透析等の医療体制の確保に関して都に協力 (衛生部)</p>
(6) 区民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>流行の更なる拡大に備え、必要とされるマスクや消毒薬等感染対策資器材の確保を図る。(危機管理室、衛生部、各部)</p> <p>区立福祉施設、学校、保育施設等については、毒性に合わせて予防措置を徹底して運営するか、臨時休業にするか対策本部が決定する。</p> <p>(福祉部、学校教育部、子ども家庭部)</p> <p>民間施設、私立保育施設等には、区立施設の方針に準拠することを要請する。(各部)</p> <p>区民向けのイベントは極力延期する。(各部)</p> <p>行政サービスについては、強毒型の場合は事業継続計画</p>

	<p>(BCP)の方針に従う。弱毒型の場合は職員のマスク着用、施設への消毒液設置など予防措置を講じた上で可能な限り通常業務を継続する。(各部)</p> <p>強毒型の場合、必要に応じて以下の対応をとる。</p> <p>要援護者への生活物資、福祉サービスの提供に地域の支援体制を要請する。不足する場合は区の物資や職員による支援を実施する。(総務部、地域のちから推進部)</p> <p>ライフラインの供給不足が想定される場合は、都や関連自治体、ライフライン事業者と連携し区民、事業者へ使用抑制について協力要請を行う。(産業経済部)</p> <p>通常ごみの収集回数等の維持が困難な場合、ごみの減量化を区民、事業者に呼びかける。(環境部)</p> <p>食料、生活必需品の供給について、関係事業者に確保を要請する。(産業経済部)</p> <p>警察・消防のもとで地域住民団体等に防犯・防災活動への協力を要請する。(危機管理室、地域のちから推進部)</p> <p>外出を自粛する高齢者等の食料、生活必需品の調達について、不足が予想される場合は区の備蓄品を放出する。また、町会・自治会等地域住民団体に協力要請するとともに、小売事業者、宅配事業者等に注文窓口の設置・周知と配達を要請する。(危機管理室、地域のちから推進部、産業経済部)</p> <p>介護事業者に事業維持を要請する。(福祉部)</p> <p>介護事業者の事業維持が困難になった場合でも要介護者が引き続きサービスを受けられるよう、事業継続が可能な他の介護事業者によるサービス提供等を協力要請する。(福祉部)</p> <p>火葬場の使用能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、遺体安置所を準備する。(区民部)</p>
--	---

< 緊急事態宣言時の措置 >

政府による「緊急事態宣言」、都知事による「緊急事態宣言」
 (流行予測を超えて都内で大流行し、新たな対応が必要となる。)

(1) 目的

- 1) 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破たん回避
- 2) 大規模流行に応じた新たな医療体制の確保

(2) 対策の考え方

- 1) 強毒型の場合で、区民生活に重大な影響が進行している場合、区長による「感染症緊急事態宣言」
- 2) パンデミックワクチンの接種開始
- 3) 他機関との連携による社会機能の破たんの回避
- 4) 医療機関と連携した医療体制の確保
- 5) 遺体安置所の設置

(1)サーベイランス	薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集の継続 (衛生部)
(2)情報提供・相談体制	区長は、強毒型のインフルエンザ感染が危機的に拡大し、社会機能に破たんのおそれが生じた時は「感染症緊急事態宣言」を発表し、範囲と期間を限定した企業等の事業活動自粛の要請等により、感染の機会を減少させ、社会機能の破たんを回避する。(危機管理室) 区民に対し、ホームページ、A - メール、ツイッター、ケーブルテレビ、必要に応じてフェイスブック、デジタルサイネージ (電子掲示板)、地域防災無線、広報車等を活用して、医療体制、ワクチン接種について情報提供する。(政策経営部) 新型インフルエンザ相談センターの継続 (ワクチン相談が多くなる時期である) (政策経営部)
(3)予防接種	住民に対する予防接種の実施 ・区は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 4 6 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(衛生部)
(4)まん延防止に関する措置	都が行う特措法第 4 5 条に基づく施設の使用制限や催し物の開催制限等の要請・指示について区民への周知を行う。 区立福祉施設、学校、保育施設等について、毒性に合わせて予防措置を徹底して運営するか、臨時休業にするか対策本部が決定する。

	<p>(福祉部、学校教育部、子ども家庭部)</p> <p>民間施設、私立保育施設等には、区立施設の方針に準拠することを要請する。</p> <p>(各部)</p> <p>区民向けのイベントは極力延期する。(各部)</p>
(5)医療	<p>区は、国及び都と連携し、区域内的の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都道府県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。(衛生部)</p> <p>全ての医療機関においての「外来保険診療」の継続救急医療、周産期医療、透析等の医療体制の確保に関し都に協力(衛生部)</p> <p>軽症者については原則自宅での療養</p> <p>入院病床が不足するときは、病院の空き部屋の活用などの緊急措置を都が指導する時に区も協力(衛生部)</p> <p>土日夜間の外来診療体制について、一部医療機関への集中による混乱を回避するよう対応する。(衛生部)</p> <p>社会福祉施設等において集団感染が発生した場合は、保健所の指導のもと感染予防策と患者管理を徹底する。(福祉部)</p>
(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は区民生活及び区民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(産業経済部) ・区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

	<p>区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び都と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(産業経済部)</p> <p>遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。(区民部、地域のちから推進部) <p>要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。(福祉部、地域のちから推進部) <p>パンデミックワクチンの接種は、製造され次第、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条1項に規定する臨時接種を行う。(衛生部)</p> <p>流行の状況に応じ、必要とされる感染対策資器材の補充を図る。(各部)</p> <p>要援護者支援で活動可能なボランティアに対し、ボランティア協会と連携し、協力を呼びかける。(福祉部)</p>
--	--

6 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(1) 目的

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

(2) 対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。通常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰

(1)サーベイランス	薬局サーベイランス、足立区医師会感染症サーベイランスによる情報収集継続 (衛生部)
(2)情報提供・相談体制	<p>コールセンター等の体制の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する(「終息宣言」が発表されるまでは関係機関等への情報提供を継続する)。(政策経営部) パンデミックワクチン接種の情報提供を継続する。(衛生部) 区長が流行警戒宣言等を実施した場合は、流行終息期において、「終息宣言」を行い、社会活動を徐々に再開する。(各部) 被害が甚大だった場合、流行後の「こころのケア」について対応する。(衛生部)
(3)予防接種	<p>住民接種(臨時接種)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は流行の第二波に備え、国及び都と連携し特措法第46条及び予防接種法第6条第1項の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。(衛生部) 新臨時接種の実施 ・区は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(衛生部)
(4)まん延防止に関する措置	流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、まん延防止対策を見直し改善に努める。(衛生部)

(5)医療	通常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰の推進（衛生部）
(6)区民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉部、衛生部） <p>○すべて平常時の体制に移行</p>

【用語解説】

インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いによりHAは16種類、NAは9種類の亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

緊急事態宣言(特措法第32条)

政府対策本部長(内閣総理大臣)が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるとき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを指すこともある。

指定公共機関

特措法第2条第6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を含む法人で、政令で定めるものをいう。

指定地方公共機関

特措法第2条第7項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を含む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

死亡率(Mortality Rate)

新型インフルエンザに罹患して死亡した人口10万人当たりの数

新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとされている。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者を診察した医療関係者等患者の接触者に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況、その原因や感染経路を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

登録事業者

特措法第28条第1項第1号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは鳥の間で流行する感染症である。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

濃厚接触者

患者と狭い空間に長時間居合わせたなど接触が濃厚なため、新型インフルエンザの感染が疑われる者

パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすといわれている。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で採取された新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT - PCRが実施されている。